

新潟行政評価事務所X（旧 Twitter）アカウント運用ポリシー

令和3年4月14日

令和6年3月1日改正

新潟行政評価事務所

1 目的

本ポリシーは、新潟行政評価事務所（以下「当事務所」という。）のX（旧 Twitter）アカウント「@kikumimi_niigata」（以下「当アカウント」という。）の運用に関する事項について定めるものです。

2 基本方針

当アカウントは、当事務所が実施する行政相談や行政運営改善調査などの業務や、国民の関心が高い事項の情報発信を通じて、利用者に、当事務所の業務等に関する理解を深めていただくとともに、利用者の利便性を高めることを目的としています。

また、当アカウントは、情報発信を行うものとし、原則として返信等を行いません。

なお、行政相談については、総務省ホームページの「インターネットによる行政相談受付」(<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>)において受け付けます。

その他、当事務所に対するご意見・ご要望は「総務省行政評価局へのご意見・ご要望の受付」(<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>)において受け付けます。

3 運用方法

当アカウントは、当事務所の職員が以下のとおり運用します。

(1) 発信情報

ア 行政相談制度に関する情報

イ 行政相談に係るイベント（一日合同行政相談所等）開催に関する情報

ウ 当事務所が実施する行政運営改善調査に関する情報

エ その他、当事務所の業務に関連する国民のニーズの高い情報や周知する必要のある情報

(2) フォロー及びリポスト

原則として、他アカウントのフォローやリポスト等はしません。ただし、国、地方公共団体又は公共性の高い機関・団体のアカウントや、大規模な災害等の緊急時に、国民に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウントについては、フォローやその発信する情報をリポスト等する場合があります。

4 免責事項

当事務所は、当アカウントからの発信情報の正確性について万全を期していますが、以下の事項について、何ら責任を負うものではありません。あらかじめご了承ください。

(1) 当アカウントから発信した情報に対する利用者からの返信、当アカウントから発信した情報の利用者か

らのリポスト等

- (2) 当アカウントからの発信情報を利用したことにより被った損害又は当アカウントからの発信情報を利用できなかったことにより被った損害
- (3) 当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間で発生したトラブルや紛争、それに伴う損害

5 禁止事項

当事務所は、利用者が当アカウントに対して行う返信、リポスト、ダイレクトメッセージ等が以下の行為に該当すると判断した場合には、利用者のアカウントをブロックする、X社に利用者のアカウントを「X（旧 Twitter）ルール」違反として報告する等所要の措置を講ずる場合があります。あらかじめご了承ください。

- (1) 本人の承諾なく、個人情報を開示、漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷する行為
- (3) 総務省若しくは第三者の著作権、肖像権、知的財産権の一部又は全部を侵害する行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に反する行為又はそれに関する情報を発信する行為
- (5) 他人になりすまして情報を発信する行為
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動を目的とする行為
- (7) 当事務所が当アカウントから発信した情報の一部又は全部を改変し、情報を発信する行為
- (8) 当事務所が当アカウントから発信した情報に関係のない情報を発信する行為
- (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、当事務所が不適切と判断する行為

6 著作権について

利用者は、当事務所が当アカウントから発信した情報について、①私的使用のための複製や引用等の著作権法上認められる場合、② X（旧 Twitter）の公式機能として実装されたリポスト機能を使用するなど、転載の対象となる発信情報を改変せず、また出所を明記する場合を除き、総務省の許可を得ずに複製・転載することはできません。

7 運用方針の周知・変更等

当事務所は、本ポリシーの内容について、当事務所ホームページに掲載し、周知します。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、当アカウントからの情報発信を通じて変更した旨を周知します。

8 注意事項

当事務所は、当アカウントについて、予告のない運用中止、ポストの削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

附 則（令和6年3月1日新潟相第18号）

このポリシーは、令和6年3月1日から施行する。